

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 令和四年東京都告示第五百七十号（道路交通法第百八条の二第二項及び同法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………三
…（警視庁）…三
- 令和四年東京都告示第五百七十一号（道路交通法第百八条の二第二項及び同法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………三
…（同）…三
- 令和四年東京都告示第五百七十二号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………三
…（同）…三
- 令和四年東京都告示第五百七十三号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………三
…（同）…三
- 令和四年東京都告示第五百七十四号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………三
…（同）…三
- 道路交通法第百八条の二第二項及び同法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託（二件）……………三
…（同）…三

○道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託（三件）……………四
…（同）…四

告示（選）

- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百三十八号（政治団体の届出）の一部訂正……………五
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第六号（政治団体の届出）の一部訂正……………五
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第五十五号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………六
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第百十五号（政治団体の届出）の一部訂正……………六
- 政治団体の届出……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………七
- 政治団体の解散の届出……………二
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………五
- 教習指導員審査の実施……………六

告示

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…六

告示

●東京都告示第七百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和四年三月二十八日	狛江市西野川	延長 三〇・九七 幅員 四・五〇
		二丁目六百三十九番一及び同番七の各一部、同番十二及び同番十三及び六百四十一番一の各一部、同番一	
		地先	

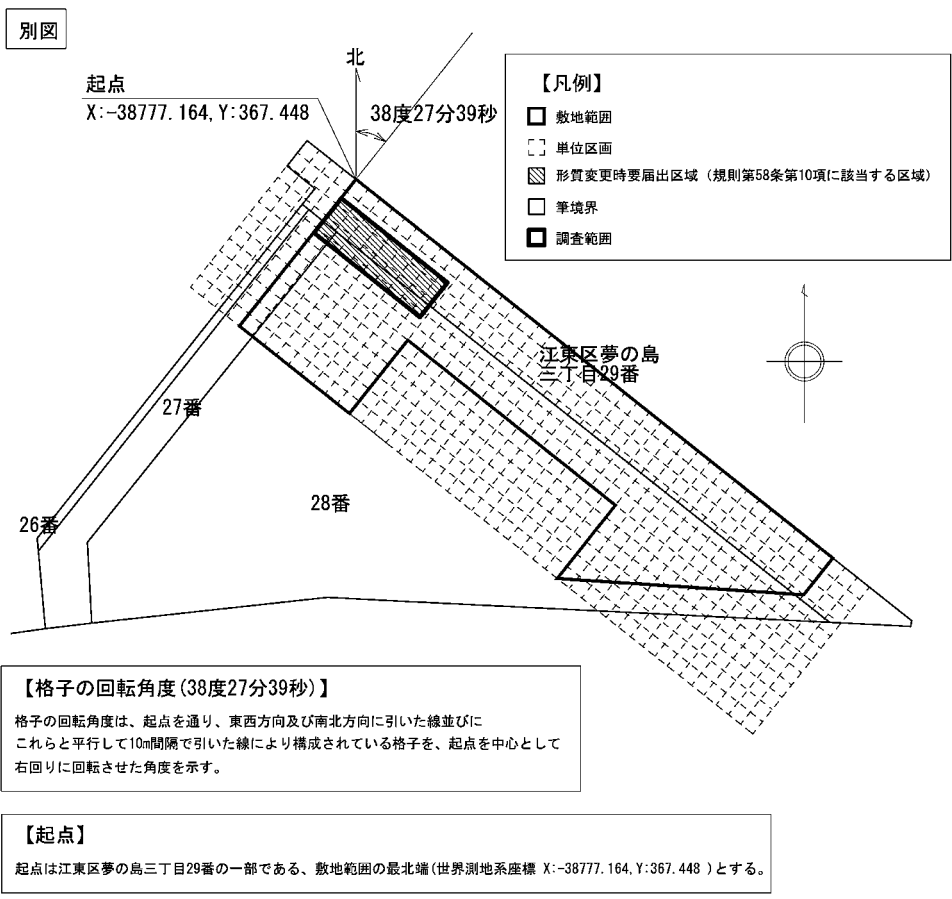
●東京都告示第七百二十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区夢の島三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化

化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第十項に該当する。



●東京都告示第七百二十一号

令和四年東京都告示第五百七十号(道路交通法第百八条の二第二項及び同法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

二中「令和五年三月三十一日」を「同年五月十二日」に改める。

●東京都告示第七百二十二号

令和四年東京都告示第五百七十一号(道路交通法第百八条の二第二項及び同法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

二中「令和五年三月三十一日」を「同年五月十二日」に改める。

●東京都告示第七百二十三号

令和四年東京都告示第五百七十二号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

二中「令和五年三月三十一日」を「同年五月十二日」に改める。

●東京都告示第七百二十四号

令和四年東京都告示第五百七十三号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

二中「令和五年三月三十一日」を「同年五月十二日」に改める。

●東京都告示第七百二十五号

令和四年東京都告示第五百七十四号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

二中「令和五年三月三十一日」を「同年五月十二日」に改める。

●東京都告示第七百二十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の二第二項の規定に基づく講習を受けようとする者から徴収する手数料並びに同法第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはロ、同法第百一条の四第二項又は同法第百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者、同法第百十二条第一項第五号の四に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は同法第百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者、同法第百十二条第一項第

十二号に規定する同法第百八条の二第一項各号に掲げる講習(同項第十二号に掲げるものに限る。)を受けようとする者及び同法第百十二条第一項第十三号に規定する同法第百八条の二第二項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称 所在地

株式会社コヤマドライビ 練馬区谷原一丁目四番四号

株式会社京成ドライビン 葛飾区高砂五丁目五十四番十号

株式会社シグマ平和橋自動車教習所 葛飾区東立石一丁目三番十六号

株式会社今井自動車教習所 江戸川区瑞江四丁目四十三番十五号

株式会社新東京自動車教習所 小平市小川町一丁目二千三百六十四番地

株式会社コヤマドライビ 東村山市秋津町三丁目十五番地十八

学校法人五島育英会東急自動車学校 多摩市唐木田三丁目六番地

株式会社新神戸ドライヴ イングスクール東京事業所 大島町差木地字フナギ六百五十一番地

二 委託期間

令和四年五月十三日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百八条の二第二項の規定に基づく講習を受けようとする者から徴収する手数料並びに同法第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第百一条の四第二項又は同法第百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者、同法第百十二条第一項第五号の四に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は同法第百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者及び同法第百十二条第一項第十二号に規定する同法第百八条の二第一項各号に掲げる講習(同項第十二号に掲げるものに限る。)を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

名称	所在地
株式会社世田谷自動車学校	世田谷区粕谷一丁目十四番十四号
株式会社武蔵境自動車教習所	武蔵野市境二丁目六番四十三号

二 委託期間

令和四年五月十三日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十二条第一

一項に規定する手数料(同項第十二号に規定する同法第百八条の二第一項各号に掲げる講習(同項第一号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる講習を除く。)を受けようとする者から徴収する手数料に限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

名称	所在地
一般財団法人東京都交通安全協会	千代田区霞が関二丁目一番一号

二 委託期間

令和四年五月十三日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第百一条の四第二項又は同法第百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者、同法第百十二条第一項第五号の四に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は同法第百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者及び同法第百十二条第一項第十二号に規定する同法第百八条の二第一項各号に掲げる講習(同項第十二号に掲げるものに限る。)を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令

第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

名称	所在地
日の丸総業株式会社日の丸自動車学校	目黒区三田一丁目六番二十七号
株式会社池上自動車教習所	大田区大森南五丁目五番五号
株式会社杉並自動車学校	杉並区宮前五丁目十五番一号
有限会社豊島自動車練習所	豊島区東池袋三丁目十七番一号
株式会社王子自動車学校	北区堀船二丁目十三番二十八号
東都自動車株式会社北足立自動車教習所	足立区入谷八丁目七番三十二号
株式会社新小岩自動車教習所	葛飾区奥戸四丁目二番一号
株式会社八王子中央自動車学校	八王子市北野町五百九十八番地の九
東都自動車株式会社府中自動車教習所	府中市若松町一丁目四番地の一
株式会社小金井自動車学校	小金井市中町四丁目三番十五号
株式会社尾久自動車	小金井市東町三丁目十七番十九号
株式会社むさし小金井自動車教習所	小金井市緑町一丁目三番二十六号
株式会社拝島自動車教習所	福生市大字熊川千四百九十五番地

株式会社和泉自動車練習所 狛江市猪方四丁目八番十一号

株式会社東久留米自動車教習所 東久留米市本町一丁目十六番四十五号

株式会社西多摩自動車学校 羽村市羽四千五百五十番地

七島自動車株式会社伊豆大島町元町字北の山二百二
大島自動車学校 十二番

二 委託期間

令和四年五月十三日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第七百三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第一百二十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者、同法第一百二十二条第一項第五号の四に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は同法第一百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者並びに同法第一百二十二条第一項第十二号に規定する同法第一百八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第十二号に掲げるものに限る。）を受けようとする者及び同法第一百二十二条第一項第十三号に規定する同法第八十条の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年五月十三日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

名称

所在地

国際興業株式会社

中央区八重洲二丁目十番三号

坂本自動車株式会社

台東区日本堤二丁目三十六番十号

株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田

大田区西六郷一丁目三番十五号

株式会社コヤマドライビングスクール成城

世田谷区岡本三丁目四十番二号

株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川

世田谷区玉川三丁目四十三番一号

株式会社北豊島園自動車学校

練馬区春日町四丁目三十七番二十四号

株式会社大泉自動車教習所

練馬区東大泉六丁目三十四番一号

富士産業株式会社

足立区竹の塚七丁目十二番一号

株式会社足立自動車学校

足立区東六月町三番一号

黒井産業株式会社葛西橋自動車教習所

江戸川区西葛西二丁目十六番十一号

株式会社江戸川自動車教習所

江戸川区平井五丁目四番三号

株式会社トヨタ東京教育センタートヨタドライビングスクール東京

立川市羽衣町一丁目三番四号

株式会社調布自動車学校

調布市菊野台一丁目三十四番地一

飛鳥DC日野株式会社

日野市旭が丘一丁目一番地の二

株式会社マジオネット多摩マジオドライバーズスクール多摩校

日野市百草百八十八番地

株式会社田無自動車教習所 西東京市芝久保町四丁目四番四号

二 委託期間

令和四年五月十三日から令和五年三月三十一日まで

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、首都圏政経懇話会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出（平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百三十八号）の一部を次のように訂正する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部（2） 国会議員関係政治団体以外の政治団体の款首都圏政経懇話会の項中「河」を「河」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、浜森香織後援会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出（令和元年東京都選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように訂正する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部（1）国会議員関係政治団体以外の政治団体の款浜森香織後援会の項中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、浜森香織後援会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出（令和三年東京都選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように訂正する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部浜森香織後援会の項中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、うすい浩一励ます会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出（令和三年東京都選挙管理委員会告示第百十五号）の一部を次のように訂正する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部（1）国会議員関係政治団体以外の政治団体の款うすい浩一励ます会の項中「~~㊧~~」を「~~㊧~~」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の 区域を単位として設 けられる支部
国民民主党東京都練馬区支部	石黒 達男	石黒 達男	練馬区南大泉2-2-33	R3. 12. 20	○
自由民主党東京都江戸川区第五十支部	田島 寛之	高橋 清一	江戸川区鹿骨1-38-15	R3. 12. 24	○
自由民主党東京都品川区第三十六支部	松澤 和昌	多田 幸弘	品川区豊町1-4-17	R3. 12. 16	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小野寺まなぶ後援会	小野寺 学	佐々木 正善	町田市矢部町2730-22	R3. 12. 23
住み良い魅力ある町田をつくる会	松岡 みゆき	松岡 輝利	町田市忠生3-13-40	R3. 12. 9
千石一朗後援会	千石 一朗	千石 裕美	町田市小山ヶ丘1-11-3	R3. 12. 20
大地と命を守る会	佐藤 由紀	竹田 光明	立川市砂川町5-30-5	R3. 12. 8
とみながゆうじ友の会	冨永 雄二	冨永 雄二	西東京市谷戸町2-1-75	R3. 12. 28
都民ファーストの会佐藤たくま後援会	佐藤 琢磨	佐藤 琢磨	日野市南平2-46-8	R3. 12. 20
日本共産党大野まこと後援会	牧野 宗民	加藤 チヨ	町田市忠生1-21-17	R3. 12. 17
町田を教育先進都市へ広田ゆう大と目指す会	廣田 悠大	廣田 悠大	町田市中町1-3-12	R3. 12. 17
令和東京足立勝手連	高橋 繭美	高橋 一郎	足立区中川2-3-24	R3. 12. 16

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
おり公表する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党府中総支部	西村 陸	主たる事務所の所在地	府中市小柳町2-20-40	府中市西原町3-24-19	R3. 12. 5
		代表者の氏名	西村 陸	奈良崎 久和	R3. 12. 5
国民民主党東京都世田谷区支部	関口 太一	会計責任者の氏名	中原 拓也	小鹿 謙二	R3. 10. 31
自由民主党新宿総支部	山田 美樹	代表者の氏名	山田 美樹	下村 治生	R3. 12. 20
自由民主党東京都品川区第十四支部	伊藤 香代美	代表者の氏名	伊藤 香代美	伊藤 昌宏	R3. 11. 29
		会計責任者の氏名	伊藤 香代美	伊藤 昌宏	R3. 11. 29
自由民主党東京都品川区第二十九支部	湯澤 一貴	主たる事務所の所在地	品川区荏原5-4-2	品川区小山6-2-7	R3. 5. 31
自由民主党東京都支部連合会	萩生田 光一	代表者の氏名	萩生田 光一	嶋下 一郎	R3. 12. 3
自由民主党東京都第十四選挙区支部	松島 みどり	会計責任者の氏名	染谷 優佳	大川 英雄	R3. 12. 21
自由民主党調布総支部	金子 日出澄	代表者の氏名	金子 日出澄	白井 貞治	R3. 12. 17
東京維新の会	柳ヶ瀬 裕文	主たる事務所の所在地	新宿区四谷3-4-8	千代田区永田町2-17-17	R3. 12. 1
		代表者の氏名	柳ヶ瀬 裕文	柳ヶ瀬 裕文	R3. 12. 1
		会計責任者の氏名	天野 敬也	小村 貴司	R3. 12. 1
日本維新の会衆議院東京都第1選挙区支部	小野 泰輔	主たる事務所の所在地	新宿区四谷3-4-8	新宿区四谷3-1-11	R3. 12. 1
立憲民主党東京都参議院選挙区第3総支部	塩村 文夏	主たる事務所の所在地	目黒区柿の木坂3-11-4	世田谷区下馬2-44-1	R3. 12. 1
立憲民主党東京都第18区総支部	菅 直人	会計責任者の氏名	菅 源太郎	平野 隆志	R3. 12. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明るい革新東大和をつくる会	三矢 英臣	主たる事務所の所在地	東大和市奈良橋1-268-1	東大和市中央2-873-4	R3. 12. 10
		会計責任者の氏名	石橋 三子	三浦 成子	R3. 12. 10
阿久津幸彦を支える会	阿久津 幸彦	主たる事務所の所在地	板橋区大山東町55-7	千代田区永田町2-2-1	R3. 12. 1
曙光党	金 小東	会計責任者の氏名	瀬沼 敏彦	前畑 伸光	R3. 12. 1

五十嵐えりと歩む会	山田 衣里	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町1-2-3	武蔵野市中町1-2-9	R3. 7. 23
		会計責任者の氏名	五十嵐 牧子	山田 俊介	R3. 12. 1
いとう昌宏後援会	伊藤 香代美	代表者の氏名	伊藤 香代美	伊藤 昌宏	R3. 11. 29
		会計責任者の氏名	伊藤 香代美	伊藤 昌宏	R3. 11. 29
井上信治連合後援会	原嶋 和利	政治団体の名称	井上信治連合後援会	井上信治後援会	R3. 12. 16
		代表者の氏名	原嶋 和利	小澤 秀瑛	R3. 12. 16
		会計責任者の氏名	岩崎 百合子	久保田 司	R3. 12. 16
SOS-JAPAN 緊急 SOS 日本国民行動	阿羅 健一	代表者の氏名	阿羅 健一	日高 誠	R3. 12. 12
大田・生活者ネットワーク	田谷 留美子	主たる事務所の所在地	大田区池上4-23-9	大田区蒲田4-42-3	R3. 12. 14
		代表者の氏名	田谷 留美子	榎本 悦子	R3. 12. 10
岡本みつなり励ます会	友利 春久	主たる事務所の所在地	北区王子2-30-4	北区王子2-32-7	R3. 12. 1
おくざわ高広後援会	奥澤 高広	主たる事務所の所在地	町田市中町1-10-23	町田市森野1-31-18	R3. 12. 24
小野たいすけ後援会	小野 泰輔	主たる事務所の所在地	新宿区四谷3-4-8	新宿区四谷3-1-11	R3. 12. 1
葛飾・生活者ネットワーク	渋谷 恵美子	主たる事務所の所在地	葛飾区高砂8-21-1	葛飾区金町2-14-8	R3. 11. 1
		会計責任者の氏名	羽場 真美	竹中 文沙子	R3. 4. 1
菅直人を応援する会	菅 直人	会計責任者の氏名	菅 源太郎	平野 隆志	R3. 12. 1
国民生活会議	及川 めぐみ	会計責任者の氏名	及川 めぐみ	吉村 龍助	R3. 12. 17
塩村あやか後援会	塩村 文夏	主たる事務所の所在地	目黒区柿の木坂3-11-4	世田谷区下馬2-44-1	R3. 12. 1
自誓会	階 猛	会計責任者の氏名	藤巻 浩	田中 栄一	R3. 12. 10
新生福生を創る会	町田 恵子	代表者の氏名	町田 恵子	町田 成司	R3. 9. 24
住重労連政治活動委員会本部	町田 雅彦	会計責任者の氏名	夏井 豪	前迫 忠之	R3. 12. 13
関口太一後援会	関口 太一	会計責任者の氏名	中原 拓也	小鹿 謙二	R3. 10. 31
チーム町田みらい	瀧美 元博	主たる事務所の所在地	町田市中町1-10-23	町田市森野1-31-18	R3. 12. 21

		代表者の氏名	渥美 元博	奥澤 高広	R3. 12. 21
		会計責任者の氏名	鴛海 秀幸	南部 渚	R3. 12. 21
東京行政書士政治連盟	田崎 敏男	会計責任者の氏名	尾崎 昭則	星野 誠	R3. 6. 21
東京都歯科医師連盟三鷹支部	岡崎 真大	会計責任者の氏名	山口 弘之	山崎 憲子	R3. 7. 1
富田けんじ後援会	富田 健嗣	主たる事務所の所在地	練馬区早宮 1-2-20	練馬区氷川台 3-29-8	R3. 12. 1
とみまつたかし後援会	杉淵 智雄	会計責任者の氏名	富松 美雪	富松 陽郎	R3. 12. 4
都民ファーストの会いしとびかおり後援会	石飛 香織	主たる事務所の所在地	立川市錦町 1-15-20	立川市錦町 2-6-11	R3. 12. 4
都民ファーストの会立川市第二支部	石飛 香織	主たる事務所の所在地	立川市錦町 1-15-20	立川市錦町 2-6-11	R3. 12. 4
都民ファーストの会つじの栄作後援会	辻野 栄作	主たる事務所の所在地	小金井市東町 4-8-17	小金井市本町 5-38-32	R3. 12. 20
沼田たか子とひまわりの会	沼田 貴子	主たる事務所の所在地	葛飾区高砂 8-21-1	葛飾区金町 2-14-8	R3. 11. 8
日比谷政治経済研究会	中村 勇太	会計責任者の氏名	谷中 勝一	針谷 利幸	R3. 12. 1
福島宏紀後援会	土田 サヨ	代表者の氏名	土田 サヨ	星野 利成	R3. 12. 1
		会計責任者の氏名	土田 サヨ	星野 利成	R3. 12. 1
町田成司後援会	町田 恵子	代表者の氏名	町田 恵子	町田 成司	R3. 9. 24
松本ときひろ後援会	松本 常広	主たる事務所の所在地	品川区小山台 1-21-12	品川区小山 4-4-6	R3. 12. 1
三井みほこ後援会	三井 美穂子	代表者の氏名	三井 美穂子	北村 洋明	R3. 12. 7
無所属 東京みらい	高屋 恭子	代表者の氏名	高屋 恭子	奥澤 高広	R3. 12. 24
		会計責任者の氏名	柳沢 静子	高屋 恭子	R3. 12. 24
もっとうれしい!まちだラボ	浅野 史津香	政治団体の名称	もっとうれしい!まちだラボ	もっとうれしい町田ラボ	R3. 12. 2
		会計責任者の氏名	浅野 栄子	秋田 泰志	R3. 12. 2
ゆざわ一貴後援会	湯澤 一貴	主たる事務所の所在地	品川区荏原 5-4-2	品川区小山 6-2-7	R3. 5. 31
和田愛子後援会	和田 愛子	主たる事務所の所在地	足立区梅田 8-13-6	足立区南花畑 1-5-7	R3. 12. 7

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都品川区第十四支部	伊藤 香代美	R3. 12. 8
自由民主党東京都世田谷区第四十二支部	三井 美穂子	R3. 12. 6
自由民主党東京都台東区第八支部	寺井 康芳	R3. 12. 17
自由民主党東京都町田市第六支部	松岡 みゆき	R3. 11. 25
日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	碓井 梨恵	R3. 12. 21
立憲民主党東京都第13区総支部	北條 智彦	R3. 12. 20
れいわ新選組衆議院東京都第2区総支部	北村 造	R3. 11. 30

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
いとう昌宏後援会	伊藤 香代美	R3. 12. 8
今井雅人東京後援会	今井 雅人	R3. 11. 30
うすいりえ後援会	碓井 梨恵	R3. 12. 21
久保洋子後援会	久保 洋子	R3. 12. 17
こがねい市民政策アカデミア	遠藤 圭司	R3. 12. 22
新生福生を創る会	町田 恵子	R3. 12. 21
税理士による土屋正忠後援会	萩野 紘一	R3. 12. 3
誠良会	大柴 健夫	R3. 12. 23
寺井やすよし後援会	寺井 康芳	R3. 12. 17
都市生態政策研究会	半場 憲二	R3. 11. 25

●東京都選挙管理委員会告示第四十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

都民ファーストの会小金井市第一支部	辻野 栄作	R3. 11. 30
都民ファーストの会立川市第一支部	増田 一郎	R3. 12. 21
都民ファーストの会増田いちろう後援会	増田 一郎	R3. 12. 21
中山成彬東京はまゆう会	木村 由子	R3. 12. 20
深江かずゆきとさんあいの会	深江 一之	R3. 10. 31
町田成司後援会	町田 恵子	R3. 12. 21
矢吹和重連合後援会	矢吹 和重	R3. 12. 5
よさの信後援会	与謝野 信	R3. 11. 30
恋愛と結婚の促進	園田 康	R3. 11. 30

●東京都選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九條第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小野寺 学	市議会議員	小野寺まなぶ後援会	町田市矢部町2730-22	R3. 12. 20
千石 一朗	市議会議員	千石一朗後援会	町田市小山ヶ丘1-11-3	R3. 12. 15
廣田 悠大	市議会議員	町田を教育先進都市へ広田ゆう大と目指す会	町田市中町1-3-12	R3. 12. 17

●東京都選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年五月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿久津 幸彦	阿久津幸彦を支える会	主たる事務所の所在地	板橋区大山東町55-7	千代田区永田町2-2-1	R3. 12. 1
浅野 史津香	もっとうれしい!まちだラボ	政治団体の名称	もっとうれしい!まちだラボ	もっとうれしい町田ラボ	R3. 12. 2
石飛 香織	都民ファーストの会いしとびかおり後援会	主たる事務所の所在地	立川市錦町1-15-20	立川市錦町2-6-11	R3. 12. 4
奥澤 高広	おくざわ高広後援会	公職の種類	市長	都議会議員	R3. 12. 24
		主たる事務所の所在地	町田市中町1-10-23	町田市森野1-31-18	R3. 12. 24
小野 泰輔	小野たいすけ後援会	主たる事務所の所在地	新宿区四谷3-4-8	新宿区四谷3-1-11	R3. 12. 1
塩村 文夏	塩村あやか後援会	主たる事務所の所在地	目黒区柿の木坂3-11-4	世田谷区下馬2-44-1	R3. 12. 1
辻野 栄作	都民ファーストの会つじの栄作後援会	主たる事務所の所在地	小金井市東町4-8-17	小金井市本町5-38-32	R3. 12. 20
富田 健嗣	富田けんじ後援会	主たる事務所の所在地	練馬区早宮1-2-20	練馬区氷川台3-29-8	R3. 12. 1
中田 喬士	中田たかし後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R3. 6. 25
沼田 貴子	沼田たか子とひまわりの会	主たる事務所の所在地	葛飾区高砂8-21-1	葛飾区金町2-14-8	R3. 11. 8
松本 常広	松本ときひろ後援会	主たる事務所の所在地	品川区小山台1-21-12	品川区小山4-4-6	R3. 12. 1
和田 愛子	和田愛子後援会	主たる事務所の所在地	足立区梅田8-13-6	足立区南花畑1-5-7	R3. 12. 7

●東京都選挙管理委員会告示第四十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。
 令和四年五月十三日
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
碓井 梨恵	うすいりえ後援会	R3. 12. 21
久保 洋子	久保洋子後援会	R3. 11. 12
深江 一之	深江かずゆきとさんあいの会	R3. 10. 31
増田 一郎	都民ファーストの会増田いちろう後援会	R3. 7. 22
町田 恵子	町田成司後援会	R3. 9. 24
矢吹 和重	矢吹和重連合後援会	R3. 12. 5

出 張 (公)

●東京都公安委員会告示第158号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月13日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和4年6月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
(2) 受付日時
令和4年5月26日（木曜日）及び同月27日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年5月16日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山岸 真也</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 内藤 雅浩</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストア</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか未定</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか二名</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 紅村 康</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 永田 正</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>二 店舗所在地 日野市高幡百十六番地の十</p> <p>一 店舗名 京王高幡ビル</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和四年五月十三日</p>	<p>舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p>
<p>十一 届出日 令和四年三月二十九日</p> <p>十 変更日 令和三年六月二十四日ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 山岸 真也(株式会社京王ストア)ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 川瀬 明伸(株式会社京王ストア)ほか</p>	<p>十二 変更日 令和元年六月二十四日ほか</p> <p>十三 届出日 令和四年三月二十九日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和四年五月十三日から同年九月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>者の代表者名</p>
<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 久保 純一郎(株式会社太子堂)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 千代田区神田須田町二丁目四番地(株式会社太子堂)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 世田谷区太子堂二丁目二十八番一号太子堂営業本部(株式会社太子堂)ほか</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社太子堂ほか十名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社太子堂ほか二十五名</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社太子堂ほか六十四名</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 紅村 康</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 永田 正</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>二 店舗所在地 京王八王子ショッピングセンター八王子市明神町三丁目二十七番一号</p> <p>一 店舗名 京王八王子ショッピングセンター</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和四年五月十三日から同年九月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>

十三	変更後の小売業者の代表者名	浅倉 康雄 (株式会社太子堂) ほか	十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)	十四	者の代表者名	ヒージャパン株式会社) ほか
十四	変更日	令和三年十月五日ほか	十三	縦覧期間	令和四年五月十三日から同年九月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。	十四	変更日	令和三年十二月二日ほか
十五	届出日	令和四年三月二十九日	十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十五	届出日	令和四年三月二十九日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)	十五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧期間	令和四年五月十三日から同年九月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。	十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十七	縦覧期間	令和四年五月十三日から同年九月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	京王ストア北野店	一	店舗名	フレンテ南大沢 (新館)			
二	店舗所在地	八王子市打越町三百三十五番地二ほか	二	店舗所在地	八王子市南大沢二丁目一番六			
三	設置者名	京王電鉄株式会社	三	設置者名	京王電鉄株式会社			
四	設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号	四	設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号			
五	変更前の設置者の代表者名	永田 正	五	変更前の設置者の代表者名	永田 正			
六	変更後の設置者の代表者名	紅村 康	六	変更後の設置者の代表者名	紅村 康			
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社京王ストア	七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ポイントほか十名			
八	変更前の小売業者の代表者名	川瀬 明伸	八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社京王ストアほか十一名			
九	変更後の小売業者の代表者名	山岸 真也	九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	スターバックスコピーヒージャパン株式会社ほか二名			
十	変更日	令和元年六月二十四日ほか	十	変更前の小売業者の住所	八王子市別所二丁目五十六 (株式会社フュービック)			
十一	届出日	令和四年三月二十九日	十一	変更後の小売業者の住所	新宿区大京町二十二番地一 (株式会社 nobitel)			
			十二	変更前の小売業者の代表者名	関根 純 (スターバックスコピーヒージャパン株式会社) ほか			
			十三	変更後の小売業者	水口 貴文 (スターバックスコピーヒージャパン株式会社) ほか			

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 本号 五〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

電話 〇三(五三三二)一一一一(代) (郵送料を含む。)

電話 〇三(三三三二)五二〇一(代)

